

平成二十六年五月二十七日受領  
答弁第一六三三号

内閣衆質一八六第一六三号

平成二十六年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問に  
対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一五〇号。以下「前回答弁書」という。）一についてでお答えしたとおりであり、お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

先の質問主意書（平成二十六年四月十六日提出質問第一二五号）三においてお尋ねの「右の経緯につき、政府、特に法務省、検察庁として調査をしているか。」について公にすることは、現在再審請求審係属中の事件における公表していない捜査機関等の活動内容を裁判所に推知させることとなるため、裁判所に予断を与えるものと考えます。

三について

お尋ねの「最終的責任を負う者」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、前回答弁書四につ

いてでお答えしたとおり、御指摘の即時抗告は、静岡地方検察庁検察官により行われたものと承知している。